

機器賃貸借に関する契約書

賃借人 公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「発注者」という。）と賃貸人（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

- 1 契約件名 環境デザイン専攻コンピュータ機器等賃貸借業務
- 2 契約金額 月額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円
「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
- 3 機器賃貸借及びソフトウェア使用期間
平成30年9月1日から平成34年8月31日まで
- 4 契約保証金

この契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 金沢市小立野5丁目11番1
氏 名 公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長 山崎 剛

受注者 住 所
氏 名

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 受注者は発注者に対して、本契約の条項に従って、末尾添付別紙に記載する機器（以下「機器」という。）の賃借および同別紙に記載するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の非独占的使用権（以下「使用権」という。）の設定を行うことを約し、発注者はそれに対し、賃貸借料およびソフトウェア使用料として、頭書記載の金額を支払うものとする。

第2章 機器の賃貸借

(善管注意義務)

第2条 発注者は機器を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 受注者は機器に受注者所定の様式により受注者の所有に属する旨の標識を付し、発注者は機器を如何なる場合を問わず他の権利の目的物として使用することは出来ないものとする。

(機器の改造)

第3条 機器を改造する場合は、発注者はあらかじめ書面にて受注者の承諾を得るものとする。その場合その費用は、発注者の負担として受注者の認める者がこれを行うものとする。

(他の機器の取付)

第4条 機器に他の機器を取り付ける必要が生じた場合、発注者はあらかじめ書面にて受注者の承諾を求めものとし、発注者が費用を負担して受注者の認める者がこれを行うものとする。

2 受注者は前項の取付が機器の機能に支障を与えると認めたときは、発注者の申し出を拒否することができる。

(機器の返還)

第5条 本契約が終了した場合は、発注者は受注者に対して機器を他の機械機器の取りはずし等によって引渡し当時の原状に復したうえ直ちに返還するものとする。

(保険)

第6条 受注者は、本契約期間中機器に対して、受注者の負担で受注者所定の動産総合保険を付保するものとする。

第3章 ソフトウェアの使用

(使用権)

第7条 発注者は本契約に基づき、機器においてソフトウェアを使用する権利を得るものとする。

2 本契約に基づき設定された使用権は、機器においてソフトウェアを使用する権利であり、当該ソフトウェアを契約機器以外の他機器で使用する場合は、本契約により設定された使用

権と別の使用権の設定を必要とするものとする。

- 3 本契約に基づき設定された使用権およびソフトウェアならびにその複製物については発注者はこれを他に譲渡し、再使用権を設定し、または他人の権利の目的物とすることはできないものとする。

(ソフトウェアの提供・複製・変更)

- 第8条 受注者は、発注者に対し、本契約により設定された使用権を行使するためのソフトウェアを納入期限までに納入し、発注者の検査確認を得たのち発注者に引渡すものとする。
- 2 発注者は、受注者の事前の書面による承諾なしにはソフトウェアを変更または改作できないものとする。なお、受注者の承諾に基づき変更または改作されたソフトウェアは本契約に基づくソフトウェアとする。

(ソフトウェアの特別なサポート)

- 第9条 発注者の故意もしくは重過失あるいは天災地変、その他発注者・受注者いずれの責にも帰さない事由に基づきソフトウェアにトラブルが発生し、受注者がサポートを行ったときは、受注者は当該サポートに要した費用を発注者に請求できるものとする。

(ソフトウェアの滅失等)

- 第10条 発注者は本契約期間中、ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、ソフトウェアが本契約期間中に盗難、滅失、毀損した場合、発注者はすみやかに受注者にその旨通知するものとする。

(使用権の消失)

- 第11条 本契約が解約または期間満了により終了したときは、当該ソフトウェアの使用権は消滅するものとする。
- 2 発注者は使用権の消滅したソフトウェアおよびその複製物のすべてを使用権消滅後すみやかに破棄するものとする。

(責任の制限)

- 第12条 受注者は、発注者に対しソフトウェアおよびその技術情報が特定の目的のために適当であること、または有用であることの明示もしくは黙示の保証をしないものとする。
- 2 受注者は、発注者に対し発注者が本契約に基づき設定をうけた使用権を行使することによりまたは使用権を行使できないことにより生じた発注者の損害もしくは第三者からの発注者に対する請求またはソフトウェアが正常に作動しないことにより発注者に生じた損害に関しては、いかなる責も負わないものとする。

第4章 共通事項

(賃貸借料およびソフトウェア使用料)

- 第13条 機器の賃貸借料およびソフトウェア使用料は頭書記載の金額とするものとする。
- 2 本契約の賃貸借およびソフトウェア使用期間が月の途中で開始または終了した場合、その月の賃貸借料およびソフトウェア使用料は使用日数を当該月の暦日数で除したものにそれぞれ月当り賃貸借料およびソフトウェア使用料を乗じて得られた金額（円未満は切り捨てる）とするものとする。

(賃貸借料およびソフトウェア使用料の支払い)

第14条 賃貸借料およびソフトウェア使用料は、当該使用月の翌月初めに、受注者が公立大学法人金沢美術工芸大学指定の手続きに従い請求するものとする。

2 発注者は、第一項の規定により請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(機器の滅失、毀損)

第15条 機器の滅失、毀損等について通常の使用により生じる等の場合を除きその危険は発注者が負担するものとし、受注者は発注者に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、第6条に規定する動産総合保険で補償される事項に対しては、発注者はその賠償を行わないものとする。

2 発注者の故意または過失により受注者が損害を蒙った場合、受注者は発注者に対し損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の損害賠償額は協議により定める。

(立入権ならびに秘密保守)

第16条 機器およびソフトウェアの納入のため受注者の指定するものが機器の据付場所に立ち入る場合は、あらかじめ発注者の了承を得、またその者は必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

2 受注者および受注者の指定した者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。

3 発注者は、ソフトウェアおよびその他の技術情報を第三者に開示しないものとする。

4 受注者の指定した者が発注者に対して損害を与えた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が契約書及びこの約款の条項に違反したとき。

(3) 受注者が発注者の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。

(4) 受注者が談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

(5) 受注者が正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(6) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（契約が解除された場合の違約金）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程第39条において読み替えて準用する公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程第8条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第6条第7号の規定により契約が解除された場合を除く。

（談合等不正行為の場合の損害賠償）

第19条 発注者は、受注者が談合等不正行為に該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 受注者が談合等不正行為に該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が談合等不正行為に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が談合等不正行為に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額（月額）に12を乗じて得た額の100分の5に相当する額を徴収する。
- (1) 当該契約に関し、公正取引委員会が契約者に違反行為があつたとして排除措置命令又は納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 当該契約に関し、契約者（契約者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したときに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（個人情報保護）

- 第20条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（翌年度以降の契約）

- 第21条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を解除し、又は解除できる。
- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び契約内容の変更等があった場合は、協議のうえ、契約額を定めるものとする。

（協議）

- 第22条 本契約に定めない事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合は、発注者および受注者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。